

官報

号外 昭和二十八年八月十日

○第十六回 衆議院會議録第三十九号

昭和二十八年八月十日(曜日)

議事日程 第三十八号

午後一時開議

第一 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

第二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(参議院提出)

第四 昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案(参議院提出)

第五 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案(参議院提出)

第六 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行なう母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(参議院提出)

第七 昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案(参議院提出)

昭和二十八年八月十日 衆議院會議録第三十九号 奄美大島群島の復旧についての岡崎外務大臣の発言

第八 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案(参議院提出)

第九 昭和二十五年(一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年政府関係機関収入支出決算)

第十 各委員会の閉会中の審査に関する件

●本日の会議に付した事件

岡崎外務大臣の奄美大島群島の復旧についての発言

日程第一 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

日程第二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第九 昭和二十五年(一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年政府関係機関収入支出決算)

日程第三 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(参議院提出)

特別に関する法律案(参議院提出)

日程第四 昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案(参議院提出)

日程第五 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案(参議院提出)

日程第六 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行なう母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(参議院提出)

日程第七 昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案(参議院提出)

日程第八 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案(参議院提出)

日程第十 各委員会の閉会中の審査に関する件

午後三時四十六分開議
○議長(橋本武吉) これより会議を開きます。

奄美大島群島の復旧についての岡崎外務大臣の発言

○議長(橋本武吉) 外務大臣から、奄美大島群島の復旧について発言を求められております。この際これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

〔岡崎勝男君登壇〕

○岡崎大臣(岡崎勝男君) 一昨日マレス國務長官が来京されましたので、吉田総理大臣及び私は、晩餐会の前の時間を利用して、岡長官と会談をする機会を持ったのであります。その際、一般的問題につき、相互に種々意見の交換を行いました。具体的な事項としては、すでに新聞に発表されました奄美大島群島の問題だけではありません。

奄美大島群島の日本復帰につきましては、かねてより、島民はもちろんで、国民一般の要望であります。米側においてもその事情は十分承知しておるところであります。ただ、今日まで種々の事情で容易にその実現を見なかつたのであります。しかし、対日平和条約交渉以来、再三にわたつてわが国を訪問し、国内情勢にも精通せられたマレス國務長官においては、今回の国民の要望をいれるべく、特段の努力をせられたものと考えられます。一昨日の会談において、マレス長

官は、吉田総理大臣に対し、平和条約第三条に基き、米國政府が奄美大島群島に対して保有する権利を放棄し、同島を日本に復帰せしめたい旨を述べたものと、平和条約第三条に規定する他の諸島の問題については、極東の國際情勢が緊迫状態にある今日、日米安全保障条約に基き米國政府の責任を遂行する必要上現状を変更することは困難であるが、これら諸島に対する国民の希望がよく承知しており、さしあたり住民の福祉増進については、米國政府としても一層の努力をする旨述べられたのであります。

奄美大島群島の復帰は、かねてからの国民の要望でありますので、政府は喜んでこの申出を承諾するとともに、米國政府の好意ある努力を多としたのであります。なお、その他の諸島につきましては、米國政府の好意的考慮を希望いたしました。この奄美大島群島の本土復帰については、米國政府との間に引續きのため必要な具体的協議をなさなければならぬのであります。が、これについては、昨日すでに米國大使館に対し打合せを開始しておりますので、でき得るだけすみやかに復旧を実現する考えであります。

私は、この際、国会に対し、かつ國會を通じ、国民に以上の趣旨を報告し得ることを欣快とするものであります。(拍手)

昭和二十八年八月十日 衆議院會議第三十九号 地租増徴促進対策委員会委員の選挙 地方税法の一部を改正する法律案(参議院附付) 昭和二十五年政府関係機関収入支出決算

九三四

なお、この機会に、米田政府の好意ある措置に対し、感謝の意を表したいと思ふ。(拍手)

第一 地租増徴促進対策委員会委員の選挙
○議長(堤康次郎君) 日程第一、地租増徴促進対策委員会委員の選挙を行います。

○荒瀬清十郎君 地租増徴促進対策委員会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒瀬君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、地租増徴促進対策委員会委員に

小枝 一雄君 松山 義雄君
神戸 眞君 芳賀 眞君
前田榮之助君

を指名いたします。

第二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院附付)

○議長(堤康次郎君) 日程第二、地方税法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案

は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年八月八日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎君

乗用車
自家用 年額三万円
営業用 年額一万四千元
トラック 年額一万四千元
バス

主として観光
貸切用 年額二万五千元
その他のもの 年額一万四千元

同条同項第二号中「四千五百円」を「七千二百円」に、「三千円」を「四千二百円」に、「二千円」を「二千八百円」に、「千円」を「千四百円」に改め、同項第三号中「五百円」を「七百円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 積雪に因り、通常、一定の期間において自動車を行行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に對して課する自動車税の標準税率は、第二項の規定にかかわらず、同項各号の税率に政令で定める割合を乗じた税率とする。但

し、その割合は、十分の七を下ることができない。

第六百二十条中「十円」を「二十円」に改める。

第七百四十条第三項第十七号を次のように改める。

十七 請負業(クリーニング業を除く)。

第七百四十三条第二号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」と「私立学校法第六十四条第四項の法人及び社会福祉法人」に改め、同条第三号中「法令による公団、及び商船管理委員会」を削り、「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加え、同条第五号中「及び本給保組合」を「漁船保険中央会、船主相互保険組合及び漁業信用基金協会」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書の供給を行う事業

第七百四十四条第九項中「三万八千円」を「五万円」に改め、同条第十一項中「又は国民健康保険法の規定に基く療養の給付」を、「国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済

組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、未復員者給付法、特別未帰還者給付法」若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の規定に基く療養の給付(健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払ふべき被扶養者に係る療養を含む)とする。以下第七百七十七条第四項において同様とする。又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定に基く医療に、「当該給付」を「当該給付又は医療」に改め、同条第十四項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

第七百七十六条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医療に類する業務

同条同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 装師師業
同条第三項に次の二号を加える。

十三 クリーニング業
十四 もつぱらめん類を供給する店(政令で定める)

第七百七十七条第一項中「前条」を「第七百七十六條」に改め、同条第三項中「三万八千円」を「五万円」に改

め、同条第四項中「医療及び歯科医療」を「第七百七十六條第二項第一号から第四号の二までに掲げる業務」に、「三万八千円」を「五万円」に改め、同条健康保険法の規定に基く療養の給付を、「国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、未復員者給付法、特別未帰還者給付法」若しくは戦傷病者遺族等援護法の規定に基く療養の給付又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療、出産扶助のための助産若しくは結核予防法の規定に基く医療に、「当該給付」を「当該給付又は助産若しくは医療」に改める。

○議長(堤康次郎君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第九 昭和二十五年一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年政府関係機関収入支出決算

○荒瀬清十郎君 議中日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第九を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本武蔵) 荒船君の動議に賛成ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長(橋本武蔵) 御異議なしと認めました。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第九、昭和二十五年一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算、昭和二十五年政府関係機関歳入支出決算を議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長田中彰治君。

昭和二十五年一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年政府関係機関歳入支出決算に関する報告書(本分の附録に掲載)

〔田中彰治君登壇〕

○田中彰治君 たいま議題となつております昭和二十五年一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算並びに同政府関係機関歳入支出決算につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十五年一般会計歳入歳出決算について申し上げますと、歳入の決算額は七千六百七十七億九千九百九十九万四千七百九十九円、歳出の決算額は六千三百三十二億九千九百九十九万四千七百九十九円でありまして、差引八百三十四億九千九百九十九万四千七百九十九円、これを予算額と比較いたしますと、歳入は予算額六千六百四十五億九千九百九十九万四千七百九十九円に對しまして五百二十二億九千九百九十九万四千七百九十九円の増加、歳出は予算額六千八百三十三億九千九百九十九万四千七百九十九円に對しまして五百二十二億九千九百九十九万四千七百九十九円の減少となつております。

次に、昭和二十五年における特別会計の数は三十二でありまして、各特別会計の決算額の合計は、歳入一兆九百二十億九千九百九十九万四千七百九十九円、歳出一兆九百九十九億九千九百九十九万四千七百九十九円、歳入一兆九千八百九十九億九千九百九十九万四千七百九十九円、歳出一兆八千九百九十九億九千九百九十九万四千七百九十九円、前年度に比べて、歳入において三千六百二十二億九千九百九十九万四千七百九十九円、歳出において二千三百六十六億九千九百九十九万四千七百九十九円のいずれも増加となつております。

次に、昭和二十五年における政府関係機関の数は二十三でありまして、収入の決算額の合計は一兆三千三百五十一億九千九百九十九万四千七百九十九円、支出の決算額の合計は九千八百七十五億九千九百九十九万四千七百九十九円でありまして、決算の概要は以上の通りであります。なお詳細についてはそれ／＼の決算書に譲りたいと存じます。

決算委員会におきましては、昭和二十七年五月、第十三国会以来、本決算の審議を重ねて参りました。審議の詳細は速記録について御承知いただきたいと存じます。

以下、特に委員会におきまして取上げられました重要事項につきまして、簡単に御報告申し上げます。

第一は、職員の不行為についてであります。会計事務に關係ある職員が、不正行為により、国または政府関係機関その他に損害を与えたもの、昭和二十五年の会計検査院検査報告に掲記されたものだけでも百九十三件、その金額は二億七千九百九十九万四千七百九十九円に上り、昭和二十六年十月末現在補填された額は四千九百九十九万四千七百九十九円に上ります。不正行為の最も多いのは、大蔵省所管五十八件、うち、国民の血税を徴収する税務署において五十四件、二百九十九万四千七百九十九円に上ります。次に、法務省所管の二十六件、郵政省所管の二十五件であります。しこうして、不正行為の態様としては、関係職員が収納した商品代金、租税等の収入金、領證金、または物品を領得したものの、支払い金額につけかけし、または架空の名義により支出した金額を領得したものが多いためです。以上は会計検査院報告の分についての申し上つたものであります。このほかに、東京法務局管内の収入印紙等不正使用事件があります。これはまだ裁判審判中の事件であります。これはまた裁判審判中の事件であります。各省における使用済みの印紙を職員が盗み出して、いわゆる印紙変造団に流出せしめたものであります。不正印紙の使用総額約一億三千九百九十九万四千七百九十九円、法務、通商、農林各省職員及び民間司法書士等にわたつて検挙せられた人員総計約五百名に達しております。このほか職員の取賄、汚

職事件は枚挙にいとまがありません。まことに驚くべきことであります。職員の不正行為につきまして、決算委員会は絶えず政府当局に厳重な警告を発しておるのであります。依然としてその跡を断たないのは遺憾しくであり、これらは職員の道義心の低下、責任觀念の稀薄、上司の監督不行届き、内部監査の不十分等に起因するものであり、本委員会においては、政府に對して、その防止のため、特に上級監督責任者に対する責任の追究不徹底を論議するとともに、会計事務職員の資質の向上、道義心の高揚等をはかり、かつ、犯罪発見と同時に、すみやかに被害金額の求償、補填の措置を講じて、国庫の損害を最小限に食い止めることを強く要望したのであります。

第二は、国有財産の管理及びその処分に関する問題であります。国有財産の管理及び処分状況を見ますと、貸付料の徴収処置を遅延しているもの、財産を不当な低値に売り渡しているもの、無断で国有財産を処分しているものなど、無断で、適宜の処置をとらないうで放置しているものが相当多数に上つております。

本委員会におきましては、国有財産の管理に関する重要な一例として、千代田区根ヶ岡三丁目所在国有地、元東京公園、すなわち虎ノ門公園用地に関する問題を取上げたのであります。本問題の概要は、右国有地千百三十

六坪を明治四十五年以降東京都公園として使用管理中と、昭和二十年九月迄台国軍に接収されたものであります。二十三年十二月に至り、ユニ・エンパイア・モーター株式会社を使用させることを条件として接収を解除し、都は、当時所管庁たる建設省の承認を得て、公園の用途と両立しないのかからず、同会社に昭和二十四年二月から昭和二十八年一月まで四年間を限り、木造建築をする条件で使用を許可したのであります。その後会社は鉄骨建物その他の施設を建造し、使用許可期限を経過するや、許可条件にそむいて立ちのきに應じない現状であります。そこで、右会社が使用許可期限経過後なお返還に應じないのは、まさに国有財産の不当使用にはかならないのであります。政府は、当然、同会社の施設を撤去せしめ、原状回復の上、再び公園として公共の用に供し得るよう具体策を施行しなければならぬのに、何らこれに應じず、放置しておいたのであります。よつて、本委員会は、その内容を詳細に審議した結果、七月八日の委員会において前題旨連成の決議を行い、かつ、その決議を大蔵、建設両省に通知いたし、厳重に警告を発した次第であります。

第三は、本件決算と並行いたしまして、昭和二十年十月から昭和二十五年三月に至る間の対戦國貿易の受取勘定四千七百五十万ドルの対米債権の間

昭和二十五年一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年特別会計歳入歳出決算、昭和二十五年政府関係機関歳入支出決算

題、並びに日本国有鉄道に關する東京駅八重洲口の鉄道會館問題等を究明したものであります。

まず、韓国向け輸出入の決済整理の問題であります。當時対外貿易につきましても、連合軍總司令部が直接管理していた關係と、日本側關係資料の整備が遅れていた等の事情によりまして、總司令部側から最終的に四千七百五万ドルをわが國の受取り勘定であるとしての確認を得ましたのは、二十七年四月十九日のことであります。しかも、總司令部においては、これが確認と同時に、この特別勘定は、米國が日本に対するガリオア援助物資問題を最終的に清算する場合処理するようなことを表明したということであり、すなわち、もとより、本件対米債權は、わが國の韓国向け輸出入に基く商業債權であることは明らかであります。米國側においてこれと合せて最終的に清算するといわれておるガリオア、すなわち占領地救済費の性質、内容等につきましても、本委員会が数回に及んで政府當局にその見解等をたしたのであります。が、いまだ明確なる答を得るに至らなかつたのであります。そこで、本委員会といたしましては、本件対米債權の解決処理は、ガリオア、イロア等と關連する微妙な外交上の問題でありますので、可及的すみやかにこれが交渉の促進を要するとの結論に到達いたしました次第であります。

次に、日本国有鉄道に關する諸問題であります。まず東京駅八重洲口に現在建設中である鉄道會館ビル、地下二階、地上十二階の高層建築に關する問題であります。これは、昨年九月、長崎日本国有鉄道建設と株式會社鐵道會館発起人代表加賀山前國鐵總裁との間に、おいてとりかわし往復文書をもつて契約したと稱して、鐵道會館の建設工事を進めておるのであります。ところが、この文書には、鐵道會館がその建設用地として使用しておる國鐵所有地の使用料、駅構内營業料等については何ら具體的とりきめがないのみならず、前記土地使用貸借等に關する契約を締結するにあつても、日本国有鐵道法第四十九条に明示することく、公告して、一般競争入札の方法に準じて申込みをさせなければならないにもかかわらず、この規定にそむき、單に長崎と加賀山発起人代表との間に、おいて、照合により、いわゆる隨意契約を締結しておるのであります。しかも、國鐵は、前記のごく契約を締結したと稱しながら、昨年九月以來いまだその土地使用料をまったく徴収することなく、鐵道會館の使用にまかせておるのであります。その他、同ビルの基礎工事部分につきましても、國鐵が株式會社鐵道會館からその建設工事の委託を受け施工しておりながら、工事費の分担等についてもいまだ明確ならしめが行われていないのであります。

す。その上、株式會社鐵道會館の役員について見ましても、元國鐵幹部職員が大部分を占める等、幾多の疑惑を生んでおる状況であります。従いましめて、國有鐵道財産の管理運営等につき、処理が當を得ない重要性にかんがみ、本委員会としては嚴重調査をしつづめる次第であります。

次に、同様日本国有鐵道に關連いたします日本交通公社についての問題であります。日本国有鐵道が日本交通公社に代充せしめておる乗車券等の収入金、國鐵に納入する義務ある交通公社に、情実をもつて、二十五年六月以降、所定の納期よりも一箇月の延納を認め、さらに二十六年一月以降はこれを二箇月に延長することを認め、しかも交通公社をして、この延納による資金を他の会社、諸事業に運用せしめる等の、はなはだ適切でない措置をとつておるのであります。二十六年六月に、おいて、國鐵に対する公社の未納額は、驚くなけれ、東鐵管内の一部だけで四億八千三百余万円に累積されている状況であります。

かのごとく、國鐵は、鐵道會館といひ、交通公社といひ、その他國鉄外郭諸団体、その關係会社をめぐる國鐵當局の幾多の公明を欠くやう方は、その源をたどれば、これら外郭諸団体及びその關係会社の首脳幹部がほとんど國鉄出身者で占められ、これらの人々が國鉄現職の首脳陣となれ合ひで事を処理して行くことにあるものと思われるのであります。決算委員会は、これら諸問題につきましても、現在なお調査中であり、これら事實の重大性にかんがみ、速急にその説明を必要といたしますので、國會休會中においても引き続き繼續審議することとし、委員会決議を経まして、その手続をいたしておる次第であります。(拍手)

なお、七月三十日の委員会において、社會黨の柴田委員は、國鉄當局の鐵道會館等をめぐる処理ははなはだ不當であり、長崎國鐵總裁の責任を追及するとともに、政府に対してその罷免を要求すべき旨の決議案を出されたのであります。少数をもつて否決せられました。

以上申し上げましたことは、本委員会において特に重點的に審議をいたしました。また各委員諸君が特に強調せられて、政府に反省、改善を要望いたされた点であります。暫うまでもなく、財政の大半は國民の血と汗からなる血税によつてまかなわれておるのであります。拍手しかかるに、予算の執行にあつて、過誤、怠慢あるいは故意による不経済使用はもちろん、職員汚職犯罪によつて國庫に多大の損失を及ぼす事例が依然として続いている事實を、政府當局はいかに考へておられるのでありましようか。(拍手)衆議院は毎年政府に対して嚴重に警告を發して来たにもかかわらず、なお改善の見えきまのがないのは、はなはだ遺憾であります。このまま推移するといひますれば、國民の政府に対する信頼は地に落ち、納税意欲のこときはまつたく失われてしまふだらうと思われるのであります。(拍手)政府は、これら不當、不正の絶滅に抜本革新的な対策をすみやかに講ぜられるとともに、予算執行上の適正、會計経理の公正なる処理によつて國費の有効なる支出をはかられ、もつて國民の負担にこたへられるよう切望いたしますのであります。

最後に申し上げたいことは、これら予算の執行、會計経理に対する監督、検査の勵行であります。不当、不正の根絶は嚴重なる監督、検査の徹底を要するものであります。これについては、大蔵大臣あるいは各府部内において行ふ監査とともに、特に獨立最高の監督機關たる會計検査院の検査活動に期待するところ大なるものがあります。會計検査院においては、検査の方法等について一段の考慮を払われ、予告なしの検査、すなわち抜打ち検査を可及的頻りに実施する等、會計検査の効果の万全を期するよう、一層の補助、御奮起を切望いたします次第であります。(拍手)

委員会は八月四日をもって本決算についての審議を終了し、同月六日採決に入るにあたりまして、社會黨案田委員から、會計検査院指摘の、処置當を得ないもの千百条件について、そ

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（橋本次郎君） 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り決しました。

第四 昭和二十八年六月及び七月
の大水害による私立学校施設の
災害の復旧に関する特別措置法
案（参議院提出）

第五 昭和二十八年六月及び七月
の大水害による社会福祉事業施
設の災害の復旧に関する特別措
置法案(参議院提出)

第六 昭和二十八年六月及び七月
の大被害の被害地域において行
ふ母子福祉資金の貸付に關する
特別措置法案(參議院提出)

第八 昭和二十八年六月及び七月

の大被害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案（参議院提出）

○議長(堤康次郎君) 日程第三、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債のの特例に関する法律案、日程第四、昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特

別掲措置法案、日程第五、昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案、日程第六、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において

及び診療所の災害の復旧に關する特別
月及び七月における大水害による病院
措置法案、日程第七、昭和二十八年六
行へ母子福祉資金の貸付に關する特別

措置法案、日程第八、昭和二十八年七月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案、左

六案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年八月七日

參議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康太郎殿

律
昭和三十八年六月及び七月の大
水害により被害を受けた地方公
共団体の起債の特例に関する法
律

（起償の特例）
第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害以下「水害」という。）を受けた地方公共団体は、左に掲げる場合においては、昭和二十八年に限り、地方財政法（昭和二十

三年法律第百九号) 第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金を合算したるもの

その程度及び範圍が被害の状況に照らし相当と認められるもの

を補う場合

二 水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、苗しろ対策、定

ものの財源とする場合は

地方債は、政令で指定する。

（地方債の引受）

二条 前条第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は前項の水害を受けた地方公共団

間易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

三條 自治庁長官は、第一條第一項の規定による地方債について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十條の規定によ

る許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

(地方債元利補給金)

四条 国は、毎年、第一条第一項

の規定による地方債の当該年度公
の利子及び元金償還金の額に相当
する額の地方債元利補給金を当該
地方公共団体に交付する。

（政令委任）
 五條 この法律の施行に関し必要
 な事項は、政令で定める。

により被害を受けた地方公共団体の

起債の特例に関する法律案（参議院提出）に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月の大水

害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年八月七日
参議院議長 河井 彌八

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水

（目的）
 水害による私立学校施設の災害の復旧に關する特別措置法

六月及び七月の大水害によつて生じた私立学校施設の災害のすみやかな復旧を図るため、その災害復旧事業についての国庫補助及び私

立学校振興会の資金の運用に關し、特別の措置を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することゝなす目的とする。

昭和二十八年八月十日 衆議院會議第三十九号 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律案外五件

(注釋)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 私立学校 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十条第三項に規定する学校で災害地域として政令で定める地域内に設置されているものをいう。

二 私立学校施設 私立学校の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

三 災害 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害をいう。

四 災害復旧事業 災害によつて必要を生じた下で、災害にかかつた私立学校施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を回復するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）ことを目的とするものをいう。

(国の補助)

第三条 国は、私立学校施設の災害復旧事業について、当該事業を施行する学校法人に対し、その事業費の二分の一を補助する。

(事業費の範囲)

第四条 前条の規定により国がその費用の一部を補助する私立学校施設の災害復旧事業の事業費は、当該

該災害復旧事業の本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2 前項に規定する事務費の工事費に対する割合は、政令で定める。

(事業費の決定)

第五条 私立学校施設の災害復旧事業の事業費の額は、学校法人の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。この場合において、事業費のうち設備費の額は、政令で定める基準に従い決定するものとする。

(成功認定)

第六条 国の補助金の交付を受けた学校法人が補助金に係る私立学校施設の災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

(補助金の返還)

第七条 国の補助金の交付を受ける学校法人が補助金に係る私立学校施設の災害復旧事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、補助金のうちその施行しない当該災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の補助金を返還させることができる。この場合において、文部大臣は、あらかじめ、当該学校法人の理事又はその代理人に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該学校法人のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた学校法人は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県知事をして第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(剰余金の処分)

第八条 学校法人は、国の補助金の交付を受けた私立学校施設の災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三項に規定する国の補助率を乗じた額を国に返還しなければならない。

(都道府県知事の事務)

第九条 国が学校法人に対して交付する私立学校施設の災害復旧事業の事業費の補助金の額の算定、交付及び返還並びに私立学校施設の災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(監督)

第十条 文部大臣は、私立学校施設の災害復旧事業につきこの法律により国の補助金の交付を受ける学校法人に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため必要な検査を行い報告を求め、又は事業

の施行に関し必要な指示をすることができる。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県知事をして前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

第十一条 第三条の規定により国が学校法人に対し補助する場合においては、私立学校法第五十九条第三項及び同条第四項から第六項まで（同条第三項に関する部分に限る。）の規定の適用があるものとする。

(私立学校振興会の資金の貸付)

第十二条 第三条の規定により国がその費用の一部を補助する私立学校施設の災害復旧事業を施行する学校法人が当該事業のため必要な資金の借入の申込をした場合においては、私立学校振興会は、当該事業の事業費の二分の一に相当する金額を限度として当該学校法人が借入の申込をした金額を貸し付けなければならない。

2 前項の規定による資金の貸付については、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十五条及び第二十六条の規定は適用しない。

(適用除外)

第十三条 この法律の規定は、左に掲げる私立学校施設の災害復旧事業については、適用しない。

一 私立学校当りの災害による被害の額が十万円に達しないもの

二 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に起因して生じたもの

のと認められる災害に係るもの
三 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律施行前に施行された私立学校施設の災害復旧事業についても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案（衆議院提出）に関する報告書

(本号の附録に掲載)

昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年八月七日
衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 河井 彌八

昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「大水害」という。）を受けた政令で指定

第二条 この法律に定める特別措置は、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に、災社会福祉事業施設の復旧のために地方公共団体が支出する費用について適用する。

2 前項の場合において、同項の期間の起算日を昭和二十八年六月一日とする場合と同年七月一日とする場合との区分は、政令で定める。

第三条 水害によつて生じたり、災保

については、生活保護法第七十三
条第三号中「四分の一」とあるのは「
六分の一」と、第七十四条第十項
中「四分の三」とあるのは「六分の

ては、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替へるものとする。

(『長谷川玄白室の詩例』)

（り災児並福祉施設の特例）
 第四条 水害によつて生じたり災児

費用については、児童福祉法第五十二条中「第二の一」(第五十條第十号及び前条第二号の費用中、母子寮、保育所、育ちう、児童施設、虚弱児施設及び、体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一)とあるのは「三分の一」

と、同法第五十四条中「四分の一

(母子寮、保育所、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設)の設備については、三分の一乃至四分の一」とあるのは、「六分の二」と、同法第五十六条の二第二項中「四分の三」とあるのは、「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは、「六分の五」とある。

二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ、同法第五十二條、第五十四條又は第五十六條の二の規定を適用する。

2 県及び市町村以外の者の設置した被害地域内のり災児童福祉施設

であつて児童福祉法第五十六条の二第二項第一号に該当しないものゝが同項第二号に該当するとき、は、水害によつて生じた当該施設等の災害の復旧に要する費用につい

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行ひ母子福祉資金の貸付に關する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年八月七日

參議院議長 河井 彌八

昭和二十八年六月及び七月の大水

害の被害地域において行ふ母子福祉資金の貸付に關する特別措置法案

第一條 この法律は、昭和二十八年

令で指定する地域（以下「被害地域」といふ。）に居住する母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号。以下「法」といふ。）第三条第一項に規定する者に対し法の規定により行

賃付に關し、特例を定めることを
目的とする。

(据置期間に關する特例)

第二條 被害地域に係る県から昭和
二十八年度に法第三條第一項に規
定する生業資金の貸付を受けた者

が、前条に規定する大水害の当該被害地域に居住していた者で

ある場合においては、その者に貸し付けられた当該生業資金については、法第五条第三項の規定にかかわらず、その据置期間は、貸付の日から三年間とする。

2 被害地域に所在の県が前年度三十
八年度に法第三十条第一項に規定する
事業繼續資金の貸付を受けた者が
、前条に規定する大水害の當時
当該被害地域に居住していた者で
ある場合においては、その者に貸
し付けられた当該事業繼續資金に
ついては、法第五十一条の規定

に於ては、その貸付金の償還
期限は据置期間經過後二年以内と

し、蘭館折衝期間はその貸付の日から一年間とし、据置期間中は無利子とする。

(国の貸付に關する特例)

第三条 法に規定する貸付金の財源として、國が被露地域に係る界に對し貸し付ける金額は、昭和二十八年度及び昭和二十九年年度に限

い、海軍十三集第一号の通知に於

り入れる金額の三倍に相当する金額とする。

2 前項の規定により貸付を受けたる県が、法による貸付金の貸付業務を廃止した場合における国への償還額その他当該償還に關し必要な事項とする。

この法律は、公布の日から施行す。

2

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案（衆議院提出）に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

昭和二十八年八月十日 衆議院會議録第三十九号 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律案外五件

昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年八月七日

衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿

昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「大水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)において大水害によつて生じた病院及び診療所の災害の復旧に關し、特別の措置を講じ、もつて被害地域における医療の確保に資することを目的とする。

(資金の貸付の特例)

第二条 政令で定める金融機関は、被害地域に存する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条に規定する病院及び診療所(國の開設するものを除く。以下同じ)に對して、他の法令の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該病院又は診療所の開設者が大水害によつて生じた当該病院又は診療所の災害の復旧のために必要とする資金の貸付を行うことができる。

2 前項の規定による貸付は、通常の条件より有利な条件によるものでなければならぬ。

3 國は、第一項に規定する金融機関に對して、政令の定めるところにより、同項に規定する資金の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

4 前項の規定による國の行う貸付については、國は、通常の条件より有利な条件を附するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に關する特別措置法案(衆議院提出)に關する報告書

〔本号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案
昭和二十八年八月七日
衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿

(資金の貸付の特例)

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案

の大水害(以下「大水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)内に在る住居又は家財について大水害により損害を受けた者に対する國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第五十四条(國民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第三十五条及び住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第三十九条に規定する場合並びに日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七号及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条において適用する場合を含む。以下同じ)の規定の適用については、國家公務員共済組合法第五十四条中「同表に定める月数」とあるのは「同表に定める各月数にそれぞれ二月の範囲内で適當規則で定める月数を加えた月数」と読み替へるものとする。

第二条 地方公共団体は、当該地方公共団体から給料が支給される職員で被害地域内に在る住居又は家財について大水害により損害を受けたものに対し、政令の定めるところにより、國家公務員共済組合法別表第六に掲げる損害の程度に應じて、給料に、一月の範囲内で政令で定める月数を乗じて得た金額に相當する額の特別給付金を支給するものとする。但し、左の各号に掲げるものを除く。

一 常時勤務に服しない者
二 臨時に使用される者(雇員、その日から二月をこえる者を除く。)
三 國家公務員共済組合法に基いて設置された組合の組合員である者

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案(衆議院提出)に關する報告書

〔本号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案
昭和二十八年八月七日
衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿

(資金の貸付の特例)

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に對する國家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案

医療を確保せんとするものであります。

最後に、日程第八の法律案は、今次の大水害による国家公務員、地方公務員等の被害の状況にかんがみまして、国家公務員共済組合法の特例を設けることとし、また市町村等の常勤職員に對しても特別給付金を支給し、この場合、国がこれに要した費用の二分の一を負担することとせんとするものであります。

以上各案は、去る七日に特別委員会に付託されたのでありますが、委員会におきましては、今次の大水害による被害の実情にかんがみ、そのすみやかなる復旧を促進し、経済と民生の安定をはかりましたために、各般の事項について特例を設け、または特別の措置を講ぜんとする各法律案の趣旨は妥當なものと認め、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、簡單であります。御報告といたします。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 六案を一括して採決いたします。六案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて六案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十 各委員会の閉会中の審査に関する件

○議長(橋本次郎君) 日程第十につきお諮りいたします。各常任委員会、海外同僚引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会、公職選挙法改正に関する件

の調査特別委員会及び水害地緊急対策特別委員会において閉会中審査いたしたことの申出がありますから、その申出事項を委事として朗読いたします。

(参事朗読)

内閣委員会において

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、保安隊及び警備隊に関する件

三、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等に関する件

人事委員会において

一、公務員の給与に関する件

地方行政委員会において

一、地方自治及び地方財政に関する件

二、警察及び消防に関する件

三、地方自治法の一部を改正する法律案(岡田君外七名提出、衆法第七七号)

四、地方財政再建整備法案(床次總二君外三名提出、衆法第八七号)

法務委員会において

一、接取不動産に関する借地借家臨時処理法案(吉田安君外三名提出、衆法第八二号)

二、裁判所の司法行政に関する件

三、法務及び檢察行政に関する件

四、国内治安及び人権擁護に関する件

五、法廷秩序維持に関する件

六、交通輸送犯罪に関する件

七、駐留軍及び国連軍の裁判管轄権に関する件

八、戦犯服役者に関する件

外務委員会において

一、国際情勢に関する件

二、行政協定の実施に関する件

三、石川県内農村海岸を試験場として強制使用することに反対する決議案(山田長司君外百三十六名提出、決議第六号)

大蔵委員会において

一、米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(森幸太郎君外二十二名提出、衆法第五七号)

二、資金運用部資金法の一部を改正する法律案(福田超夫君提出、衆法第五一七号)

三、税制に関する件

四、金融制度に関する件

五、専売事業に関する件

六、国有財産の管理状況に関する件

文部委員会において

一、学校教育、社会教育及び教育委員会制度に関する件

二、文化財保護に関する件

三、宗教情報教育に関する件

四、教育施設の復旧及び接取解除に関する件

五、へき地教育に関する件

厚生委員会において

一、公衆衛生、医療制度、社会保険、婦人、児童保護に関する件

農林委員会において

一、治山治水に関する件

二、土地改良に関する件

三、畜産振興に関する件

四、農業災害補償制度に関する件

五、臨時疎安需給安定法案(内閣提出第一六七号)

水産委員会において

一、加工水産物の輸出振興に関する法律案(佐竹新市君外四十五名提出、衆法第二七号)

二、公海漁業及び水産貿易に関する件

三、水産金融に関する件

四、漁業制度及び水産資源の保護増殖に関する件

通商産業委員会において

一、疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案(内閣提出第一六八号)

二、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(山手満男君外十一名提出、衆法第一七号)

三、電気事業及びガス事業に関する事項

四、貿易の振興状況並びに貿易資金調達の現状に関する事項

五、中小企業の金融状況並びに中小企業等協同組合の組合の結成及び活動状況に関する事項

六、鋳業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業の実況に需給並びに金融状況及び企業合理化の進行状況等に関する事項

運輸委員会において

一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

二、陸運特に国鉄の経営合理化に関する件

三、船舶港湾に関する件

四、観光に関する件

五、空運事業に関する件

六、株式会社鉄道会館に関する件

郵政委員会において

一、郵政事業並びに監察制度に関する件

電気通信委員会において

一、電気通信事業の経営に関する件

二、有線電気通信の規律に関する件

三、電波及び放送の規律に関する件

労働委員会において

一、公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出、衆法第二号)

二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出、衆法第三号)

三、失業対策、労働関係及び労働基準に関する件

建設委員会において

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出、衆法第一九号)

二、建築基準法の一部を改正する法律案(額田山三男君外十四名提出、衆法第三七号)

三、国土計画、地方計画、都市計画に関する件

四、住宅、建築に関する件

五、道路に関する件

七、河川に関する件

七、調達庁の業務に関する件

経済安定委員会において

一、日本経済の自立計画策定に関する件

二、国土総合開発に関する件

三、電源開発に関する件

予算委員会において

一、予算の実施状況に関する件

決算委員会において

一、昭和二十六年一般会計歳入歳出決算

昭和二十八年八月十日 衆議院會議第三十九号 会期終了の議長の挨拶 議長の報告

- 二、昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算
三、昭和二十六年度政府関係機関決算報告書
四、株式会社鉄道公館に対する鉄道用地貸付等に関する件
五、朝鮮同輸出に対する対米債権に関する件
衆議院運営委員会において
一、国会関係法規の改正に関する事項
二、議長よりの諮問事項
図書館運営委員会において
一、国立国会図書館運営に関する件
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において
一、海外同胞引揚に関する件
二、遺家族援護に関する件
公職選挙法改正に関する調査特別委員会において
一、公職選挙法改正に関する調査の件
水害地緊急対策特別委員会において
一、北九州の豪雨による被害並びに西日本一帯の水害に対する対策樹立の件
二、和歌山及び奈良両県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害調査の件
三、長野県下における豪雨による被害調査の件
四、北海道における豪雨による被害調査の件
五、鹿児島県下における豪雨による被害調査の件
○議長(堤隆次郎君) ただいま朗読いたしました案件について各委員会にお

いて閉会中審査するに御異議ありませんか。
○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。
○議長(堤隆次郎君) 諸君 第十六回国会は本日をもつて終了いたしました。本国会の会期は、特別会でありましたが、延長を通じ八十五日の長きに達したのであります。ことに後半は暑熱いよゝはなはだしきにもかかわらず、諸君は日夜精勵して慎重審議を尽し、よくその職責を全うせられたのであります。ここに本年度の予算を初め多数の重要議案ほとんど全部を議いたしましたことは、まことに御同慶にたせません。(拍手) 国事多端の最中、真摯熱心に努力せられました諸君連日の御分苦に対し、深く感謝の意を表する次第であります。(拍手)
これにて散会いたします。(拍手)
午後四時三十一分散会
出席國務大臣 岡崎 勝男君
外務大臣 小笠原三九郎君
大蔵大臣 緒方 竹虎君
國務大臣 出府政府委員
自治政務次官 青木 正君
文部政務次官 福井 勇君
厚生政務次官 中山 マサ君
朗誦を省略した報告
一、去る七日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件
第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の批准について承認を求めるの件
第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約への加入について承認を求めるの件
国際航空業務通過協定の受諾について承認を求めるの件
国際電気通信条約の批准について承認を求めるの件
一、去る七日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法
農林水産省施設復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律
昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律
信用保証協会法

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律
青年学級振興法
社会福祉事業振興会法
昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法
日雇労働者健康保険法
畑地農業改良促進法
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
昭和二十八年六月における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律
国会議員法等の一部を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する固有の機械等の譲渡等に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律
昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律
地方自治法の一部を改正する法律
地方自治法の一部を改正する法律
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
一、去る七日本院は第十六回国会の会期を八月八日から八月十日まで三日間延長することを議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。
一、去る七日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
一、去る七日河井参議院議長から堤隆次郎君が国際連合捕虜特別委員会第四会期日本政府代表に就くことができる

九四三

明治三十五年 第三郵便物認可
三月三十一日

[illegible]

九四四

定價 一 部 十五元
(函送利共) 發行
電話九四四一
橫濱東區一九〇〇